

# マンション施策推進検討会設置要綱

3 住マ第 64 号  
令和 3 年 6 月 24 日

## (設置)

第 1 条 マンションの適正な管理の促進及び老朽マンション等の円滑な再生の促進を図るなど、法改正を含めた国の動向等も踏まえつつ、良質なマンションストックを形成していくための施策の検討を目的として、マンション施策推進検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 検討会は、分譲マンションの適正な管理及び老朽マンション等の円滑な再生の促進に向けた方策について、専門的観点から意見の交換及び表明を行う。

## (構成)

- 第 3 条 検討会は、別表に掲げる者により構成する。
- 委員の任期は、令和 4 年 3 月 31 日までとする。
  - 検討会に座長及び座長代理を置く。
  - 座長は委員の互選により、座長代理は座長の指名により定める。
  - 座長は、会議を主宰し、会務を総理する。
  - 座長代理は、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議の招集等)

- 第 4 条 検討会は、座長が招集する。
- 委員がやむを得ない事由により欠席する場合、その委員がその所属する団体の中から代理人を定め、あらかじめ座長の承認を得た上で、その者を代理人として出席させることができる。
  - 座長は、専門の事項を調査するため必要があるときは、検討会に専門委員を置くことができる。
  - 専門委員の任期は、専門事項の調査審議に必要な期間とする。
  - 座長は、必要に応じて検討会に有識者、業界関係者、関係職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (検討会の公開)

- 第 5 条 検討会の会議は、原則として非公開とし、議事については議事概要を公開するものとする。
- 委員及び前条第 5 項に基づき意見を述べた者その他検討会の出席者は、東京都住宅政策本部長が認めるときを除き、非公開とした検討会中の資料及び議事等の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (庶務)

第 6 条 検討会の庶務は、東京都住宅政策本部住宅企画部マンション課において処理する。

## (その他)

第 7 条 この要綱で定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、別途座長が定める。

### 附 則 (令和 3 年 6 月 24 日付 3 住マ第 64 号)

この要綱は、決定の日から施行する。

### 附 則 (令和 3 年 7 月 13 日付 3 住マ第 92 号)

この要綱は、決定の日から施行する。

	氏名	現職
委 員	齊藤 広子	横浜市立大学国際教養学部 教授
	篠原 みち子	篠原法律事務所 弁護士
	石原 晃彦	公益財団法人マンション管理センター 総合研究所長
	西山 博之	特定非営利活動法人日本住宅管理組合協議会 副理事長
	鈴木 良宜	一般社団法人マンション管理業協会 事務局長
	森川 誠	一般社団法人不動産協会 理事・事務局長
	藤江 俊之	一般社団法人東京都マンション管理士会 副理事長兼事務局長
	坪内 真紀	公益社団法人日本建築家協会 関東甲信越支部メンテナンス部会
	湯浅 義晴	一般社団法人再開発コーディネーター協会 マンション建替え支援事業委員長
	宮坂 裕美子	株式会社日建設計 エンジニアリング部門設備設計グループ ダイレクター
	神山 和洋	足立区 都市建設部建築室 住宅課課長
	西上 大助	立川市 市民生活部 住宅課長
	中島 和輝	瑞穂町 都市整備部 都市計画課長